

桜川市住宅リフォーム助成事業

桜川市では、消費の促進及び商工業の振興を目的として、市内の施工業者によって住宅のリフォームを行う方に対し、工事経費の一部について補助金を交付します。

※工事発注済、完了済のものは対象になりません。

申請の受付

令和3年5月10日(月)～

補助金の額

対象経費の10%の額

※(10万円を限度)

◇補助金申請者の資格

要件	・市内に継続して3年以上住所を有している方
	・対象となる住宅の所有者
	・市税等を完納されている方
	・市より他の補助制度による助成を受けていない方

◇対象住宅

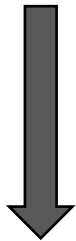
申請者が市内に所有する個人住宅で、併用住宅等の場合は個人住宅部分とし、違法建築でないものに限ります。

◇対象工事

令和3年12月31日までに完了するリフォーム工事(修繕、改築、増築、模様替え、補修等)で、工事金額が20万円以上(消費税を除く)とします。

◇手続きの流れ

- ①申請
- ②交付決定
- ③工事着手



- ④工事完了
- ⑤実績報告
- ⑥補助金交付(口座振込)

◇申請に必要なもの (申請先:市役所商工観光課・真壁庁舎内)

- 住宅リフォーム助成事業補助金交付申請書(様式第1号)
- <添付書類> 1. 補助対象工事見積書の写し
2. 住民票謄本
3. 市税等納付状況確認承諾書(様式第2号)
4. 固定資産評価証明書(建築物に係る部分)
5. 建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定による確認が必要な場合は、確認済証の写し
6. 現況写真及び案内図
7. 口座登録依頼書

◇工事完了後の提出書類

- 住宅リフォーム助成事業補助金実績報告書(様式第6号)
- <添付書類> 1. 補助対象工事請求書と領収書の写し
2. 写真(着工前、中間及び完成)
3. 請求書(様式第7号)